



2026年1月16日

各 位

会 社 名 株式会社グッドコムアセット
代 表 者 名 代表取締役社長 長嶋 義和
(コード: 3475 東証プライム・福証)
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 河合 能洋
(T E L : 03-5338-0170)

当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり訴訟を提起され、その訴状を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された日

2025年12月1日（訴状送達日：2025年12月23日）

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

株式会社リバティ（以下「リバティ」といいます。）は、当社とリバティが契約締結に向けて交渉を行っていた不動産の売買に関する複数の取引（以下「本取引」といいます。）に関し、当社が本取引に係る契約が成立することについて法的保護に値する期待をリバティに生じさせたにもかかわらず、当社が本取引に係る交渉を不当に破棄したことを原因として損害を被ったとして、当社に損害の賠償を求める訴訟を提起したものです。

3. 訴訟を提起した者の概要

名 称	株式会社リバティ
所 在 地	東京都千代田区一番町9番8号
代表者の役職・氏名	代表取締役 白井 正人

4. 訴訟内容

- (1) 訴訟の内容：損害賠償請求訴訟
- (2) 請求金額：37億600万3,229円

5. 当社の対応及び今後の見通し

今後の訴訟経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

訴状によれば、リバティの主張は、当社が本取引に係る契約が成立することについて法的保護に値する期待をリバティに生じさせたにもかかわらず、当社が本取引に係る交渉を不当に破棄したというものです。

本取引の交渉経緯の詳細については、本訴訟における当社の主張と立証により明らかにしてまい

りますが、当社は責任ある上場企業として、一定の重要性を有する取引については、当社取締役会が承認することを取引成立の条件としており、このことを取引の相手方に対しても明確に伝えております。当社がリバティに対して提示した本取引に係る買受申込書でも「取締役会等の承認を条件とする」と明記しております。そして、当社取締役会において、本取引に係る契約締結につき承認を行った事実はありません。そのため、当社がリバティに対して本取引に係る契約の成立について法的保護に値する期待をリバティに生じさせたことはなく、当社が本取引に係る交渉を不当に破棄したものではないと考えております。

このように、当社としては、本取引に係る契約が成立しなかったことについて法的責任を一切負うものではないとの認識であり、本訴訟において、リバティの損害賠償請求の全面的な棄却を求め、同社の主張を積極的に争ってまいります。

以上